

## 「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」改正(案)に対する区民の意見の概要と区の考え方

【取扱い凡例】 ◎改正(案)に反映する。 ○:改正(案)に既に入っている。 ☆:検討を進めるにあたっての参考にする。 ※意見・要望としてお聞きする。

| No.          | 意見の概要  | 取扱い | 区の考え方  |
|--------------|--|-----|--|
| ○区民等の責務 について |  |     |  |
| 1            | 歩行喫煙だけではなく、路上喫煙をしないように責務として課すべきである。                                | ○   | 屋外で喫煙するときは自らの喫煙により他人に危険及び迷惑を及ぼさないように配慮する、という責務を追加するとともに、駅周辺の人通りの多い道路等を喫煙禁止区域として設定します。                          |
| 2            | 例外規定として、加熱式たばこなどの火傷などの迷惑行為のリスクが低いたばこは、立ち止まって使用する場合には対象としなくてもいいのでは。 | ☆   | 電子たばこ、加熱式たばこなどの取扱いについては、国や都の動向を注視しながら、対応を検討していきたいと考えております。それまでは規制の対象とはしませんが、公共の場所にいる他人への配慮には努めていただきたいと考えております。 |
| 3            | 最近、路上で電子たばこを吸っている人を多く見かける。他区でも規制しているところがあるので、葛飾区でも電子たばこを規制してほしい。   | ☆   |  |
| 4            | 喫煙に伴う煙の管理は困難であるため、配慮義務であっても私有地内での喫煙行為を制限すべきではない。                   | ※   | 私有地内における喫煙であっても、煙が公共の場所等にいる方へ届くような場合には、公共の場所等における喫煙だけでなく、私有地内における喫煙に関しても配慮していただく必要があると考えております。                 |
| ○事業者の責務 について |  |     |  |
| 5            | 事業者は従業員に対し通勤時等にポイ捨て、歩行喫煙、路上喫煙を行わないよう指導するよう努めてほしい。                  | ○   | 事業者の責務として、事業活動を行う上で、きれいで清潔なまちづくりを推進する活動に自主的に取り組むこと、区の施策に協力することを定めており、その中には従業員に対する指導も含まれていると考えております。            |

【取扱い凡例】 ◎改正(案)に反映する。 ○:改正(案)に既に入っている。 ☆:検討を進めるにあたっての参考にする。 ※意見・要望としてお聞きする。

| No.                                 | 意見の概要                                   | 取扱い | 区の考え方   |
|-------------------------------------|---|-----|---|
| 6                                   | コンビニ前の灰皿も禁止対象にしてほしい。                    | ※   | コンビニや店舗等の敷地内といった私有地への直接の規制は難しいと考えております。今回の条例改正において、事業者の責務として、所有する私有地内での喫煙により、公共の場所等にいる他人に危険及び迷惑を及ぼさないよう環境整備と喫煙者への注意喚起に努めなければならないとしていますので、状況によっては、灰皿の撤去も含め環境整備に努めていただくこととなります。 |
| 7                                   | 事業者所有敷地内においての行為に関して制限を課すべきではない。         | ※   | 事業者が所有又は管理する土地において、喫煙している煙が公共の場所等へ届くような場合には、事業者の責務として、喫煙に関する配慮をしていただく必要があると考えております。   |
| 8                                   | 私人に対して注意喚起することを事業者の責務と課すことは不適當ではないか。    | ※   | 喫煙場所を提供している事業者も多くあります。そういった場合などに、例えば貼り紙などで注意喚起するなど、公共の場所等にいる他人に危険及び迷惑が及ばないように呼びかけていただく必要があると考えております。  |
| ○喫煙禁止区域の設定 (1) 駅周辺の人通りの多い公共の場所 について |   |     |   |
| 9                                   | 禁止区域を明確に告示、掲示、提示してほしい。                  | ☆   | 禁止区域の周知については、広報かつしかや区公式サイト等での周知、路面シールや看板の設置、バスの車内広告等でも周知を図ります。また、駅頭やイベントでの啓発キャンペーンやパトロールも強化を図り、周知徹底してまいります。   |
| 10                                  | 急に喫煙禁止にされても対応に困る。一定期間の猶予を取って事前に知らせてほしい。 | ☆   | 条例では、喫煙禁止区域を指定する際には、その旨を告示しなければならないと規定します。区民の皆様には禁止区域の範囲や開始時期について、広報かつしかや区公式サイト等様々な方法で告示し、十分な周知期間をとったうえで開始したいと考えております。  |

【取扱い凡例】 ◎改正(案)に反映する。 ○:改正(案)に既に入っている。 ☆:検討を進めるにあたっての参考にする。 ※意見・要望としてお聞きする。

| No.                       | 意見の概要  | 取扱い | 区の考え方   |
|---------------------------|--|-----|---|
| 11                        | 放置自転車整理区域、スクールゾーン、保育園・幼稚園周辺も喫煙禁止区域に指定してほしい。  | ※   | このたびの条例改正では、不特定多数の人が集中し、たばこの吸い殻の散乱、喫煙により引き起こされる危険及び迷惑のリスクが高くなると考えられる駅周辺の道路等を喫煙禁止区域として設定したいと考えております。その他の区域におきましては、今回の条例改正で追加する「区民の責務」(自らの喫煙により他人に危険及び迷惑を及ぼさないよう配慮する)により、喫煙マナーの徹底を図ってまいります。 |
| 12                        | バス停も喫煙禁止区域に指定してほしい。<br>(同様意見:2件)   |     |   |
| 13                        | 区内全域で路上喫煙禁止にしてほしい。   |     |   |
| ○喫煙禁止区域の設定 (2)喫煙所の設置 について |  |     |   |
| 14                        | きちんと分煙化をしてポイ捨てをなくすためにも喫煙場所の整備をすべき。<br>たばこ税を払っているのだから、喫煙場所をしっかりと整備してほしい。<br>(同様の喫煙場所の整備を望む意見:18件) | ○   | 喫煙禁止区域の設定にあたっては、喫煙場所の設置とセットで行ってまいります。設置場所については、駅の周辺に候補地を選定し、関係機関と協議をしています。設置の協議が整い次第、順次、喫煙禁止区域の設定及び喫煙場所の設置を進めてまいります。  |
| 15                        | 喫煙禁止区域の案内と同様に、喫煙場所への案内を徹底してほしい。  | ☆   | 喫煙場所の設置に併せて、看板等での誘導設備を整えてまいります。   |
| 16                        | 喫煙場所からはみ出して喫煙する恐れがあるため、喫煙禁止区域の境界付近に喫煙場所を設置してほしい。   | ☆   | 喫煙場所の設置にあたっては、駅からさほど遠くなく、通行の妨げにならないある程度広い場所を考えています。パーテーション等の設置や利用にあたってのマナー啓発などにより、はみ出し防止を図っていきます。   |
| 17                        | 喫煙場所には分煙化のために吸煙機器や囲いを設置するべきだ。  | ☆   | 吸煙機器の設置は難しいと考えておりますが、通行する他の人の迷惑にならないよう、パーテーション等による囲いを設置し、分煙化を図ります。  |

【取扱い凡例】 ◎改正(案)に反映する。 ○:改正(案)に既に入っている。 ☆:検討を進めるにあたっての参考にする。 ※意見・要望としてお聞きする。

| No.                         | 意見の概要  | 取扱い | 区の考え方   |
|-----------------------------|--|-----|---|
| 18                          | 喫煙場所は100%閉鎖空間でなければ意味ない。  | ※   | 他の自治体の例によりますと、閉鎖空間だと中に入りきれない人が、その周りで吸ったり、莫大な維持管理コストや、防犯面の問題等により、結果的に撤去するケースが多いと聞いています。パーテーション等の設置により、煙が通行人の方に行かないよう工夫をして分煙化を図ります。   |
| 19                          | 喫煙場所がないまま、喫煙禁止区域を設定することがあるか。また喫煙場所の設置や管理費用は？ 駅の入出口ごとに設置してほしい。<br>(同様意見:2件)   | ☆   | 喫煙禁止区域を設置するにあたっては、喫煙場所の設置の目途が立ったところから順次指定していきます。喫煙場所については、駅の周辺に候補地を選定し、関係機関と協議をしていますが、駅前の状況によっては、それが難しいところもあります。設置や管理費用については、設置場所や規模により異なるため、設置場所を確定してから、JTとも協議していきます。              |
| 20                          | 葛飾区の道路は狭いため、喫煙場所の確保が難しい。空き家を除去して喫煙場所にしたり、一部自治体で取り組んでいる喫煙所整備に対しての助成制度を導入すべき。  | ※   | 区が管理する土地を優先して喫煙場所の設置を検討していきますが、それが困難な場合は、他の自治体の取り組みを参考に、検討していきたいと考えております。   |
| ○喫煙禁止区域の設定 (3)公園及び児童遊園 について |  |     |   |
| 21                          | 公園では子どもや他の人がいないときに、気を使って吸っている。マナーを守って吸っている人まで排除することはやめてほしい。<br>喫煙できる場所が少なく、公園は貴重な一服の場所になっている。公園の原則禁煙は行き過ぎ。反対です。<br>(同様意見:9件) | ※   | 公園及び児童遊園は、子どもたちが自由に遊べる場所です。子どもたちに火傷の危険があったり、ほかの利用者にも迷惑が及ぶことが考えられます。区ではこれまでマナー啓発に努めてきましたが、マナーを守って喫煙される方がいらっしゃる一方、公園等に吸い殻が捨てられている等マナーが守られていない状況があるため、これを機に一定のルールを定めることが必要であると考えております。 |
| 22                          | 全ての公園を一律に禁煙するのではなく、一定規模を超えるところなどにはパーテーション付きの喫煙所を設置し、きちんと分煙化するなど分けて考えてほしい。<br>(同様意見:7件)                                       | ☆   | 公園は、子どもたちを含めて不特定の方々が利用する施設です。喫煙する方、しない方、それぞれの立場で公園を快適にご利用いただくために、公園の広さや場所、利用状況等を踏まえ、設置が可能な公園には喫煙場所の設置を検討してまいります。  |

【取扱い凡例】 ◎改正(案)に反映する。 ○:改正(案)に既に入っている。 ☆:検討を進めるにあたっての参考にする。 ※意見・要望としてお聞きする。

| No.             | 意見の概要  | 取扱い | 区の方考え方   |
|-----------------|--|-----|--|
| ○罰則規定について       |  |     |  |
| 23              | ポイ捨てに対する罰則をもっと強化すべきだ。重点地域の指定方法、申請方法を教えてほしい。                                      | ※   | 葛飾区では、平成17年に現行条例を制定し、ポイ捨てや歩行喫煙防止のため、様々な施策を行ってきました。その結果、歩行喫煙率は平成16年度の2.49%から平成28年度の0.16%まで減るなど、確実に改善されていることから、これまで重点地域の指定及び罰則の適用を行っておりません。<br>今回の条例改正により、喫煙行為そのものを禁止する区域を指定することから、これまで以上にパトロールや啓発キャンペーンを強化し、まずは、マナー向上を図ることに努めてまいります。しかしながら、これらの活動を相当の期間実施しても状況が改善されない区域がある場合は、その区域を重点地域に指定し、罰則の適用を図ってまいります。 |
| 24              | 罰則の適用を検討してほしい。   | ※   |  |
| 25              | 通報制度の導入も検討してはどうか。  | ※   |  |
| 26              | 違反者の住所、氏名の公表なども検討し、喫煙を確認した時点で即時過料徴収することが望ましい。                                    | ※   |  |
| その他(現行条例等へのご意見) |  |     |  |
| 27              | 歩行喫煙が禁止されていることを知らなかった。どのように条例を周知しているのか。  | ※   | 平成17年に条例を制定して以降、駅頭やイベント会場での啓発キャンペーンや路面シールの貼付、啓発プレートの配布、京成バス車内放送、広報かつしかやFM、ホームページ等でのPRなど、様々な方法で周知を行っております。  |
| 28              | 現行条例第3条の区の責務について、「目的を達成するため、施策を総合的に実施」と内容が不明確かつ1項目しかない。「環境の整備」や「美化活動支援」等を追加すべきだ。 | ○   | 目的達成のため、環境整備や美化活動、マナー啓発活動など多岐にわたって様々な手法で取り組むという意味で「施策を総合的に実施」としております。  |
| 29              | 現行条例第4条第4項は、施策への協力を責務とすることで個人の自由を拘束する恐れがあるので削除すべき。                               | ※   | 区の施策を遂行するためには、区民の皆様の協力がなければ成り立ちません。きれいで清潔なまちの実現のため、ご協力をお願いするものであります。   |

【取扱い凡例】 ◎改正(案)に反映する。 ○:改正(案)に既に入っている。 ☆:検討を進めるにあたっての参考にする。 ※意見・要望としてお聞きする。

| No. | 意見の概要  | 取扱い | 区の考え方  |
|-----|--|-----|--|
| 30  | 野良猫のふんの放置につながる、外に置き餌をする行為も禁止すべき。             | ※   | 私有地内での置き餌行為についての規制は難しいと考えます。しかし、公共の道路等に餌を置きっ放しにすることは、ポイ捨て行為になりますので条例上禁止されています。   |
| 31  | 自宅の前に頻繁に犬のふんが放置されている。                        | ○   | 飼い犬等のふんの放置については条例においても禁止しております。今後も、動物を飼養する者への適正な管理の一環としてマナー啓発に努めてまいります。  |
| 32  | 罰則の適用範囲に「ふん」「尿」「落書」を加えるべきだ。                  | ※   | 「落書」については軽犯罪法にて規定があるため条例においては罰則の対象とはしていません。「ふん」「尿」の放置については、法的に規制はなく、条例でも罰則の規定はありませんが、本区では禁止行為として明言しておりますので、引き続きマナー啓発に努めてまいります。 |
| 33  | 吸殻のポイ捨て防止策として携帯灰皿を配付して利用を促進すべき。<br>(同様意見:2件) | ○   | 現在も、キャンペーン活動の一環として携帯灰皿を配布し、ポイ捨て防止のマナー啓発に取り組んでおります。   |
| 34  | 副流煙対策を講じてほしい。                                | ※   | 屋外での受動喫煙に関しては法的規制がされていないことから、区民等の責務において喫煙時の他人への配慮義務を規定し、喫煙者のマナー向上をはかります。   |
| 35  | かつしか元気食堂の店舗は完全禁煙とするべき。                       | ※   | かつしか元気食堂の認定において確認する25項目の中に禁煙席・分煙席を確認する項目がありますが、これは、栄養バランスのよい店舗を認定する制度であり、喫煙の可否に関しては認定するにあたっての必須項目としておりません。担当所管に情報提供させていただきます。  |
| 36  | 飲食店などでの未成年者や未成年者連れの喫煙席の使用を規制できないか。           | ※   | 本条例での規制は、「屋外」が対象となります。屋内の喫煙に関しては、それぞれの管理者の責任において、措置を講ずることとなっております。   |
| 37  | 区役所などの公共施設を全面禁煙化してほしい。                       | ※   | 健康増進法などの規定により、区役所などの公共施設も分煙化を図っております。本条例では屋外のみ規制の対象になりますが、区の施設に関しては、管理者としての責務において、今後東京都の動向を踏まえながら対応を検討していかなければならないと考えております。    |